

令和6年第2回（5月）埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 日（5月28日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	4
職務のため出席した事務局職員	4
開 会	5
開 議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
議会運営委員長の報告	5
会期の決定	6
諸報告	6
一般質問	8
発言の訂正	10
管理者提出議案の上程及び説明	26
議案第5号の説明、質疑、討論、採決	27
閉会中の継続審査の件	33
管理者挨拶	33
閉 会	34

埼玉中部環境保全組合告示第1号

令和6年第2回（5月）埼玉中部環境保全組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年5月21日

埼玉中部環境保全組合 管理者 宮 崎 善 雄

1 期 日 令和6年5月28日（火）午前9時

2 場 所 埼玉中部環境センター 議場

3 附議事件

- 1) 議案第5号 埼玉中部環境保全組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 3 名)

1 番	小 泉 晋 史	議 員	2 番	芝 寄 和 好	議 員
3 番	川 崎 葉 子	議 員	5 番	竹 田 悦 子	議 員
6 番	金 子 雄 一	議 員	7 番	桜 井 卓	議 員
8 番	保 角 美 代	議 員	9 番	岡 村 有 正	議 員
1 0 番	湯 沢 美 恵	議 員	1 1 番	秋 山 真 美	議 員
1 2 番	尾 崎 豊	議 員	1 3 番	宮 崎 雄 一	議 員
1 4 番	杉 田 し の ぶ	議 員			

○ 不 応 招 議 員 (な し)

令和6年第2回（5月）埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録

○議事日程 第1号

令和6年5月28日（火曜日） 午前9時開会

開会及び開議

- 第1 議事日程の報告
 - 第2 会議録署名議員の指名
 - 第3 議会運営委員長の報告
 - 第4 会期の決定
 - 第5 諸報告
 - 第6 一般質問
 - 第7 管理者提出議案の上程及び説明
 - 第8 議案第5号の説明、質疑、討論、採決
 - 第9 閉会中の継続審査の件
- 閉 会

○出席議員（13名）

1番	小泉晋史	議員	2番	芝寄和好	議員
3番	川崎葉子	議員	5番	竹田悦子	議員
6番	金子雄一	議員	7番	桜井卓	議員
8番	保角美代	議員	9番	岡村有正	議員
10番	湯沢美恵	議員	11番	秋山真美	議員
12番	尾崎豊	議員	13番	宮崎雄一	議員
14番	杉田しのぶ	議員			

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管理者	宮崎善雄	君
副管理者	並木正年	君
副管理者	三宮幸雄	君
会計管理者	嶋崎堅良	君
事務局局長 兼施設課長	藤倉聡	君
総務課長 兼総務課係長	大澤修一	君
建設推進課長	宮澤祐紀	君

○職務のため出席した事務局職員

書記	青木伸祥
----	------

◎開会の宣告

(午前 9時00分)

○金子雄一議長 皆様、おはようございます。ただいまから令和6年第2回埼玉中部環境保全組合議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は13名ですので、定足数に達しております。よって、本会議は成立いたします。
なお、説明者として関係者の出席を求めていますので、よろしく願いいたします。

◎開議の宣告

○金子雄一議長 これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○金子雄一議長 日程第1、議事日程の報告を行います。本日の議事日程につきましては、お手元に配付しておりますとおりでございます。ご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○金子雄一議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

埼玉中部環境保全組合議会会議規則第88条の規定により、12番、尾崎豊議員、13番、宮崎雄一議員、14番、杉田しのぶ議員を指名いたします。

◎議会運営委員長の報告

○金子雄一議長 日程第3、議会運営委員長の報告を行います。

去る5月21日に議会運営委員会が開催されましたので、委員長より、その結果の報告をお願いいたします。

芝寄議会運営委員長。

○芝寄和好議会運営委員長 皆様、改めておはようございます。議長の許可をいただきましたので、日程第3、議会運営委員長の報告を申し上げます。

去る5月21日午前9時30分から、当センター会議室におきまして、本日の議会日程等について協議いたしました。皆様のお手元に配付してございます議事日程について、順次説明を申し上げます。

日程第4、会期の決定につきましては、本日1日限りといたします。

日程第5、諸報告につきましては、管理者諸報告であります。

日程第6、一般質問。通告者は3名であります。なお、質問は3回までとし、答弁を含めて1時間以内と申し合わせておりますので、よろしく願いいたします。

日程第7、管理者提出議案の上程及び説明であります。

日程第8、議案第5号 埼玉中部環境保全組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例。

日程第9、閉会中の継続審査の件。

以上でございます。

次に、新施設の建設事業に関して新たなごみ処理施設等建設検討委員会の中間答申について、執行部より組合議会へ報告したい旨の申出があり、本定例会の閉会後に全員協議会を開催することに決定いたしましたので、よろしく願いいたします。

次に、令和6年度の議会行政視察研修について協議がなされ、10月28、29日の2日間を予定として計画していくこととなりました。

なお、視察先等については、今後議長と事務局にて調整していくことに決定いたしました。視察先等について議員各位から提案がありましたら6月14日までに事務局まで連絡をお願いいたします。

以上が5月21日に行われました議会運営委員会の報告でございます。よろしく願いいたします。

○金子雄一議長 ありがとうございます。

◎会期の決定

○金子雄一議長 日程第4、会期の決定につきましては、芝罘議会運営委員長の報告のとおり、5月28日、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎諸報告

○金子雄一議長 日程第5、諸報告を行います。

管理者から令和6年第1回（2月）議会定例会以降の報告を求められておりますので、その報告をお願いいたします。

管理者。

○宮崎善雄管理者 おはようございます。本日ここに、令和6年第2回（5月）埼玉中部環境保全組合議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、ご健勝にてご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、本年2月議会定例会以降の事務の執行状況につきまして報告を申し上げます。

初めに、事務局の組織体制及び人事関係でございます。

本年3月31日付で田村建設推進課長が鴻巣市へ、内野総務課係長が吉見町へ帰任し、4月1日付で宮澤建設推進課長が鴻巣市から、小川施設課係長が吉見町からそれぞれ派遣をされております。

また、3月31日をもって小川会計管理者が地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年引上げや管理監督職勤務上限年齢制が導入されたことにより、管理職以外の職へ異動となりましたので、新たに4月1日付で吉見町の嶋崎会計管理者を当組合会計管理者として選任しておりますので、前任者同様、よろしくお願いを申し上げます。

次に、新たなごみ処理施設等整備事業の関係についてですが、3月27日に第6回建設検討委員会が開催され、施設整備の基本理念及び基本方針について、処理対象ごみ、整備する処理施設及び施設規模、環境保全基準について、建設予定地の敷地範囲について等の協議がなされ、その後中間答申をいただきました。また、4月19日の第7回建設検討委員会では、先進地の視察研修が実施されております。さらに、新たなごみ処理施設等地元協議会については、4月25日に会議が開催され、新たなごみ処理施設等建設検討委員会中間答申の報告及び環境保全対策やエネルギー利用についての協議がなされており、今後7月にはエネルギー利用等を踏まえた先進地視察研修が予定されております。

次に、運転管理業務委託につきましては、株式会社カンエイメンテナンスと令和5年度から3年間の長期継続契約を締結しており、本年度はその2年目で、内容に変更はございません。

次に、入札の関係ですが、4月9日に修繕2件と委託業務1件、5月14日に修繕2件と委託業務1件の入札を執行いたしております。

次に、第2期大間最終処分場の関係につきましては、上尾道路の用地買収が終わり、本組合が当該処分場の用地として借地していた土地の一部が個人から国に所有権が移転されましたが、それらの土地については、国と組合において使用貸借契約を締結し、最終処分場が廃止されるまでの間は、引き続き組合において維持管理を継続してまいります。

なお、当該処分場に関しては、組合が借地している土地は4,539平米ですが、その内訳は、個人との賃借が3,258平米、国との使用貸借が1,281平米となっております。

次に、お手元に配付させていただきました令和5年度の運転状況について申し上げます。当組合管内から発生した搬入ごみ量につきましては、可燃ごみが3万3,325.23トン、粗大ごみが1,527.01トン、合計3万4,852.24トンであり、昨年度と比較いたしますと、可燃ごみは896.44トンの減、粗大ごみも58.99トンの減で、合計では955.43トン、2.67%の減でありました。今後ごみの減量化に向けた啓発活動等、構成市町のさらなるご協力をお願い申し上げます。

このほかに施設整備等に伴う受託ごみにつきましては、桶川市から4,728.96トンの可燃ごみを受け入れております。

なお、桶川市につきましては、今年度も可燃ごみ受入れの依頼がありました。受入れの期間は令和7年3月31日までの1年間で、5,012トンの搬入計画となっております。

また、灰の処分につきましては、合計で4,486.02トンをセメント原料として委託処理しております。施設の運転、維持管理につきましては、施設の老朽化に伴い突発的な修繕が必要な状況が多発しておりますが、今後も施設の機能を維持していくため、適宜保守点検整備、修繕等を実施して安定した稼働に努めてまいります。

結びに、今後もよりよい健全な財政運営及び安全な施設運営に努めてまいりますので、議員の皆様のご指導、ご協力をお願い申し上げ、諸報告とさせていただきます。

○金子雄一議長 管理者諸報告が終わりました。

◎一般質問

○金子雄一議長 日程第6、一般質問を行います。

質問通告者は3名であります。質問及び答弁は簡潔にお願いいたします。

1番目の通告者、竹田悦子議員の質問を許可いたします。

竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 議席番号5番、日本共産党の竹田悦子でございます。通告順に従いまして一般質問を行います。

1、大間最終処分場について、(1)、大間地区廃棄物処分場対策検討会に基づく対応について。
ア、大間地区廃棄物処分場対策検討会で第2期最終処分場は、組合が事業主体となるのではないかと国は考えているようだが、その後の調整について。

イ、地下水があることへの影響についての見解。大間地区廃棄物処分場対策検討会の情報公開によると、これまで3回の対策検討会を行っていることが分かります。第1期処分場は、ダイオキシン対策という認識がないときに廃止処分ができました。検討会の発言では「既に廃止したので、廃棄物が洗われず、汚いまま残っている可能性があると考えている」との発言がありました。第2期については、ダイオキシン対策が必要になった時期であり、まだ廃止に至っていません。したがって、国は「第1期は国が事業主体となる。第2期は組合が事業主体となるのではないかと考えております」との発言があります。そして、対策検討会の会議録によれば、「この場所は荒川の後背湿地であること、大宮台地からの地下水と荒川側から流れる地下水とが交差している可能性があると考えられる。沖積の砂礫層等が帯水層になる」と発言があります。このように国が進める上尾バイパスの工事大変苦勞する場所であることが分かります。こうした点を踏まえながらお尋ねをします。見解についてお答えください。

2、建設予定地について、(1)、郷地安養寺での建設予定地について。1の質問でお聞きしたように、後背湿地という場所は予想以上に大変な場所であることが分かります。この建設予定地も砂礫層もありますので、地下水が流れている可能性があり、用水路もあります。このようにこの場所を5.8ヘクタールとしているわけですから、土盛りも含め大変費用がかかることが容易に想像でき

ます。

ア、建設予定地を5.8ヘクタールとしていることについての見解。

イ、砂礫層部分に地下水がある可能性について。

ウ、地元土地改良区との話合いの経過について。

エ、地元協議会で出されている要望への対応について。

中部環境保全組合は、1か月の経過はありますが、会議録は必ずホームページに掲載しています。職員が大変努力していることが分かります。第5回の地元協議会の会議録を見ると、土地改良区から出された要望を地元協議会では公表しているようですが、肝心な中身については会議録にはありません。どんな内容であったのか、その後組合とは話し合われているのか伺います。また、地元協議会から要望が出されているのかも伺います。

オ、搬入経路になる可能性がある地域への説明会の開催について、建設予定地が鴻巣市郷地安養寺に決まったことの要因に主要道路があることが一つの要因です。県道内田ヶ谷鴻巣線と県道行田蓮田線があります。特に県道内田ヶ谷鴻巣線は住宅街に面しており、交通量も増えることになりまので、事前の説明も必要と考えます。説明会の開催についてどのように考えているか伺います。

3、新たなごみ処理施設等基本計画の策定に関する中間答申について、(1)、基本理念、基本方針と整備計画との整合性についての見解。新たなごみ処理施設等建設検討委員会の皆さんが真剣に議論され、3月27日付で中間答申が出されました。大変お疲れさまです。まだまだ続きますので、よりよい施設建設になるよう期待を申し上げます。中間答申を受けて正副管理者間で検討されていると思います。管理者の見解をお伺いいたします。

「地球に優しい「循環型社会」、「脱炭素社会」を目指す市民、町民に親しめる施設づくりを進めます」との基本理念は素晴らしいと思います。しかし、実際は1日147トンのストーカ方式のごみ焼却処理施設です。この方式が全国で一番使用されているとの理由からですが、確かに20世紀はこの方式が多かったかもしれませんが、21世紀は環境の時代、ゼロカーボンシティ宣言が2市1町で行われている時代に、相変わらずの1日147トンの焼却処理施設でよいのかと問われていると私は考えます。特に気候危機は本当に深刻です。皆さんご存じのように、昨年2023年は観測史上で最も暑い年になりました。世界気象機関WMOは、今年2024年1月、2023年の世界の平均気温は、産業革命前に比べて1.45度上昇したと発表しました。気候変動抑制に関する国際的協定、パリ協定2015年では、1.5度未満に抑えることを目指すと取り決めていています。既にその寸前まで来ているのです。新たなごみ処理施設計画でCO₂やメタンガス、窒素を発生する1日147トンの焼却処理施設は見直すべきと私は考えます。こうした立場で、ア、「地球に優しい「循環型社会」、「脱炭素社会」を目指す市民、町民に親しまれる施設づくりを進めます」との基本理念と、1日147トンのごみ焼却処理施設との整合性についての見解。

災害廃棄物の仮置場に対する2市1町との整合性について。

ウ、エネルギーの有効活用の見直し（P.10「見直し」に発言訂正）について。
エ、人口減少、各自治体のごみの分別徹底に伴う排出量と施設規模の整合性について。
オ、事業系ごみの分別の徹底について、見解をお伺いいたします。
以上、壇上での質問といたします。

◎発言の訂正

○5番 竹田悦子議員 すみません、早速申し訳ありません。

質問項目の文書が間違っていましたので。新たなごみ処理施設の基本計画の策定に関する中間答申のウですが、エネルギーの有効活用の「見直し」と私が申し上げましたが、「見直し」でございましたので、訂正をお願いいたします。

以上です。すみません。

○金子雄一議長 では、訂正をお願いします。

○金子雄一議長 それでは、質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

管理者。

○宮崎善雄管理者 竹田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

私へのご質問がありましたので、件名が順番が変わりますけれども、件名3の中間答申を受けての見解についてお答えをさせていただきます。ご質問にありましたとおり、また諸報告でも申し上げましたとおり、3月の27日の第6回の建設検討委員会会議終了後に、荒井委員長から新たなごみ処理施設等と整備基本計画の策定についての中間答申をいただきました。中間答申書に添付されました数多くの会議資料や会議録などを拝見しますと、答申書に込められました委員皆様のよりよい施設建設へ向けた熱意を感じることができ、心より敬意と感謝を申し上げるところでございます。引き続きご尽力をいただく中で、よりよい最終答申がいただけるものと期待をしているところでございます。

以上です。

○金子雄一議長 事務局長。

○藤倉 聡事務局長 竹田議員さんの件名の1、(1)のア、大間地区廃棄物処分場対策検討会で第2期最終処分場は組合が事業主体となるのではないかと国は考えているようだが、その後の調整についてですが、当該検討会は、国の主催する会議で、トータルで3回開催されていますが、現時点でご指摘の件についての調整は行われておりません。

なお、議員ご指摘の第2期最終処分場は、組合が事業主体となるのではないかと国は考えているようだがについてですが、第1期最終処分場が既に廃止されており、組合の管理下にはないという

状況に対し、第2期最終処分場は現在も廃止に至っておらず、組合の管理する施設であることから、廃止の手続においては組合が主体となるであろうということであり、前回申し上げましたとおり、撤去に係る費用は、原則、原因者である国が負担する予定であります。

次に、(1)のイ、地下水があることへの影響についてですが、処分されました焼却灰を撤去するとした場合は、その焼却灰に含まれる物質等により対策が講じられることとなります。今後の調査の結果、当該焼却灰が生活環境に被害を及ぼす可能性があると確認された場合は、地下水と混合しないような対策が必要となります。撤去作業の段階で国と連携し、必要な調査を行った上で適切に対処してまいります。

○金子雄一議長 建設推進課長。

○宮澤祐紀建設推進課長 次に、件名2、建設予定地についての(1)、郷地安養寺の建設予定地についてのア、建設予定地を5.8ヘクタールとしていることについての見解についてですが、建設検討委員会において施設配置方針に基づき施設等面積及び配置図を検討した施設としましては、工場棟、管理棟、計量棟、剪定枝資源化施設、ストックヤード、職員用・来場者用の駐車場、構内道路、緑地、調整池があり、これらについて動線などを踏まえて配置し、約5.8ヘクタールとすることが適当である旨の中間答申がなされております。

次に、イの砂礫層部分に地下水がある可能性についてですが、地質調査の報告書によりますと、建設予定地の地下水位は、現在の地表面からおおむね1.5メートルとなっており、比較的高い水位状況であることから、地表面から約8メートルから約15メートル付近の砂質土層及び礫質土層におきましても地下水が存在する可能性は高いと推測されますが、状況に合わせて適切に対策を実施していく予定です。

次に、ウの地元土地改良区との話合いの経過についてですが、本組合では令和6年2月18日に地元土地改良区と協議を行いました。この協議において、周辺の雨水対策や生活環境影響調査等について話し合い、現時点の取組内容を説明するとともに、土地改良区の方のご意見等をお聞きいたしました。

次に、エの地元協議会で出されている要望への対応についてですが、4月25日に開催された地元協議会では、新たなごみ処理施設等建設検討委員会中間答申の報告、環境保全、地元対応について、エネルギー利用について協議を行いました。現在までに地元協議会の中では余熱利用施設の話題や災害時の避難場所としての活用などが意見として出されておりますが、今後これらの要望をまとめていただき、組合に提出していただきたいと考えております。

また、エネルギー利用としましては、売電収入の一部を地域の課題解決に活用するとした事務局案に対しまして、地元協議会から一定の理解をいただいております。

次に、オの搬入経路になる可能性がある地域への説明会の開催についてですが、収集を終えたごみ収集車は、それぞれの幹線道路等を経由し、施設に接続する県道内田ヶ谷鴻巣線を通る搬入経路

となることを想定しており、県道内田ヶ谷鴻巣線につきましては、今後交通量調査を実施し、その結果により検討が必要となりますが、収集運搬業者に対しましては、搬入経路における通行上の安全面などの指導を行っていくこととなります。

なお、地域への説明の方法については、今後検討してまいります。

次に、件名3、新たなごみ処理施設等基本計画の策定に関する中間答申についての(1)、基本理念、基本方針と整備計画との整合性についての見解のア、「地球に優しい「循環型社会」、「脱炭素社会」を目指し、市民町民に親しまれる施設づくりを進めます」との基本理念と、1日147トンのごみ焼却施設との整合性についての見解についてですが、家庭などから出される可燃ごみのうち、焼却を行わずに最終処分まで行えるものは、生ごみなど全体のごく一部に限られており、それ以外のごみにつきましては、処理工程のいずれかの段階で焼却を行わざるを得ないという実情がございます。

先般の中間答申におきまして、可燃ごみ処理施設の候補となった焼却・ストーカ式の処理施設は、単に温室効果ガスを発生するだけではなく、ごみを焼却する際に生じる熱エネルギーを発電等に活用することで電気の使用に伴うエネルギー起源の二酸化炭素排出量の削減を図ることができる処理施設となっております。このように、建設検討委員会からの中間答申は、基本理念に基づき検討していただいた成果の一つであると考えております。

次に、イの災害廃棄物の仮置場に対する2市1町との整合性についてですが、建設検討委員会での検討において、主要な施設等の配置方針として、場内車両待機スペースや駐車場は、災害廃棄物仮置場としての機能の確保が可能な配置とするとしました。災害廃棄物仮置場としての具体的な運用方法につきましては、各構成市町で策定している地域防災計画や災害廃棄物処理計画などと整合が図れるよう調整していく予定です。

次に、ウのエネルギーの有効活用の見通しについてですが、ここでのエネルギーは、可燃ごみを焼却する際に生じる熱エネルギーのことかと思いますが、この熱エネルギーの活用方法につきましては、現在地元や構成市町と協議を行っているところです。

次に、エの人口減少、各自治体のごみの分別徹底に伴う排出量と施設規模の整合性についてですが、建設検討委員会において各施設規模の検討に当たりましては、構成市町の総合振興計画等の予測値などを基にして将来人口推計を行っており、人口減少を考慮したものとなっております。

また、その人口に対し、1人が1日当たりどのくらいのごみを排出するのかというごみ排出量原単位の設定に当たりましても、現在中部環境センターの実績値からの算出ではなく、構成市町が策定している一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの分別徹底が行われるという想定で目標値を採用し、検討を行っております。

次に、オの事業系ごみの分別の徹底についてですが、事業系ごみの分別徹底については、ごみ排出量を抑制するために重要なことの一つと考えております。事業者への事業系ごみの分別徹底につ

きましては、各構成市町が一般廃棄物処理基本計画に基づき指導や啓発等を行っております。組合におきましても、持ち込まれた事業系ごみが適切な分別となるように管内協議会で抜き打ち調査をするなど指導を行っております。引き続き構成市町と連携し、取り組んでまいります。

以上です。

○金子雄一議長 答弁が終わりました。

竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 では、管理者から3の(1)について最初にご答弁をいただきましたので、3の(1)から再質問を行います。

最終の検討、答申がなされるまで皆さんが一生懸命頑張ってやっていただくことを期待するという内容のご答弁でした。そもそも焼却を行わざるを得ない実情があると私も今の中では思いますが、稼働の予定の時期が2032年で、この時期というのは2市1町のゼロカーボンシティ宣言との関係で、とりわけゼロカーボンシティ宣言の中には「気候変動」という言葉がありますが、今実際は気候危機、1.5度に対して1.45度まで来ているわけですから、気候危機であると私は考えます。気候危機に対する認識と基本理念に沿った地球に優しい循環型社会、脱炭素社会とするならば、燃やさないごみ処理の施設建設についても、もっと時間を取った調査を依頼するということが考えられるかどうか、見解をお伺いいたします。

では、続いて、1の(1)のA、イについてまとめて質問します。組合は、原則、原因者責任としていますが、対策検討会の会議録を見る限り、原則、原因者責任という文言は一つも出ていません。原則、原因者責任ということは、いつ誰がどこで確認をしているのか伺います。大間地区廃棄物処分場は、会議録を見る限り、地下水の水脈など調査しなければならないことがたくさんあると思います。時期については、組合の責任で廃止に向けて事業を行うとするならば、その見通しがあるのかも併せてお伺いをいたします。

続いて、2の(1)のAですが、5.8ヘクタールということでありますが、以前検討された鴻巣行田北本環境資源組合では5.5ヘクタールとしています。こうしたことを考えると、0.3ヘクタール増えていますが、なぜなのか伺います。

イの砂礫層部分に地下水がある可能性については、適切な対応とは何なのか、具体的にお答えください。

ウの土地改良区との話合いの経過の中で、地元協議会、令和6年3月12日土曜日で報告されていますが、その内容を会議録にしなかったのはなぜか。土地改良区との話合いの内容を資料として組合に出していただきたいと思います。地元から出される重要な要望ですので、組合でも検討する必要があると考えますので、要望いたします。

また、令和6年2月18日の協議会の内容、合意されている点と解決しなければならない点は何か。計画地には用水路がありますが、用水路の取扱いと宮殿落排水路との関係についての認識を伺いま

す。

続いて、エの地元協議会で出されている要望への対応ですが、売電収入の一部を地域の課題解決に活用すると事務局案の内容について具体的にお答えください。

オの搬入経路になる可能性がある地域への説明会ですが、今後検討するとしていますが、いつまでに結論を出すのか。建設予定地が決まっているので、早めに直接意見を聞くことも踏まえた説明会を行うことを検討できないか伺います。

3の(1)のイです。災害廃棄物の仮置場に関する、これから調整を行うとしていますが、この駐車場を仮置場にするというふうな考え方があるのかどうか。なぜ取ろうとしているのかを伺います。

最後、エとオとの関係ですが、まとめて質問しますが、そもそもここは2032年に稼働するわけです。あと8年後、一番人口が多い時期を合わせて147トンにはしていると思いますが、もっともつとごみを減らすというふうにしていくことが必要であると思います。そうであるならば、構成市町と焼却するごみ量をさらに検討する必要があるのではないかと考えますので、お答えをいただきたいと思います。

以上です。

○金子雄一議長 2回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

管理者。

○宮崎善雄管理者 竹田議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

地球に優しい循環型社会、あるいは脱炭素社会の実現を目指すのは、現代社会において極めて重要なことというふうに思っております。この取組につきましても、検討委員会でもそれを十分踏まえた上で検討をしていただいているものと認識をしております。

○金子雄一議長 事務局長。

○藤倉 聡事務局長 それでは、件名の1の(1)のアについての再質問、原則、原因者責任としているが、対策検討会の会議録にはそのような文言がない。いつ誰が誰と確認しているのかについてですけれども、本組合の令和5年第3回定例議会で竹田議員からの大間処分場の費用負担についてのご質問に対して、「道路建設の事業主体である国が原因者であり、原則、原因者負担とすることを国からお聞きしていますが、決定事項ではありません」と申し上げています。これは、事務担当者レベルでの情報交換の中のやり取りを決定事項ではないとした上で答弁をさせていただいたものです。ご指摘のいつ誰が、誰と確認しているのかというレベルのものではありません。

次に、件名の2、組合の責任で廃止に向けての事業を行うとするならば、その見通しはあるのかについてですが、先ほども答弁申し上げましたが、検討会での発言は、組合の役割として廃止の手続においては組合が主体となって進めることになるであろうというものであり、ご指摘の組合の責

任で廃止に向けての事業を行うというものではありません。廃止に向けての具体的な作業については、国が示しています最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン、この内容を参考に国と連携しつつ、適切に対応してまいります。

○金子雄一議長 建設推進課長。

○宮澤祐紀建設推進課長 件名2、建設予定地についての(1)のアの再質問にお答えいたします。

鴻巣行田北本環境資源組合では、5.5ヘクタールの計画だった。なぜ増えたのかについてですが、新たにごみ処理施設の建設に当たり、建設検討委員会において検討していただいた施設面積の積み上げとして算出した結果、約5.8ヘクタールとしたもので、前組合の5.5ヘクタールとの関連性はございません。

次に、(1)のイの適切な対策とは何かについてですが、工法等につきましては、現在のところ検討を行っているところでございますので、具体的な対策は決まっております。

次に、(1)のウ、令和6年2月18日の協議内容についてですが、盛土を行うことにより周辺の耕作者に対して用排水などの不具合が生じないよう配慮することや、施設稼働後にどのような影響が出る可能性があるか、またどのような対策が必要になるかなどを予測、分析する生活環境影響調査についての説明を行いました。土地改良区との協議につきましては、今後も地元協議会などと連携しながら協議を継続してまいります。

次に、(1)のエ、売電収入の一部を地域の課題解決に活用するという事務局案の内容についてですが、売電収入は安定した収入源となるため、その時々地域が抱える課題として、例えば地域振興に資する活動への支援や地域生活基盤の整備として道路、水路などの整備が挙げられます。

次に、(1)のオ、搬入経路になる可能性がある地域への説明会の開催について、いつまでに結論を出すのかですが、現時点において搬入経路になる可能性がある地域への説明会の開催予定はございませんが、交通量調査の結果などを踏まえ検討してまいりたいと考えております。

再質問の答弁は以上となります。

○金子雄一議長 2回目の答弁が終わりました。

竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 では、再々質問を行います。

先ほど管理者からご答弁いただきました。基本的には、よいごみ処理施設を造るというのは全ての方の願いであるというふうに考えます。私は、(1)のアの中で、いわゆる1日147トンのごみ焼却処理施設でよいのかという、脱炭素社会という点から見ると、例えばトンネルコンポスト方式を採用しているバイオマス資源化センターみとよは、技術的にも環境的にも高い評価を受けており、環境省の廃棄物エネルギー導入低炭素化促進事業、低炭素型廃棄物処理支援事業の補助金を受けて運営しています。そうした点では、年間6,500トンのCO₂を削減できています。焼却処理施設を造るよりもコンポスト方式でやることのほうがコスト面でも安くなると言われています。こうした処

理が実績型であると環境省も推奨しています。そういう点では、CO₂を削減できると。そして、国の補助金をしっかりと出している環境省も推奨しているこうしたものが再検討できるのかどうか、管理者からその提言ができるかどうかを再質問を行います。

続いて、2の(1)のアですが、アの独自の検討結果で5.8ヘクタールにしたということは分かりました。計画面積が広いということは、土地の購入に関わる費用も増えるものと受け止めます。農地の転用から購入、造成、建設工事、稼働に至るタイムスケジュールについて伺います。また、計画図を見ると、搬入路が2本ありますが、その理由と長さについて伺います。

オの搬入経路になる可能性のある地域の説明会についてですが、この場所は県道脇には、ちょっと地名を申し上げますが、天神、中央、生出塚、ひばり野という点では住宅街に面しています。配慮が必要であると考えますので、積極的に説明会を行うことが事業への理解も深まると考えます。こうした視点での検討ができるか伺います。

以上、3点です。

○金子雄一議長 3回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

建設推進課長。

○宮澤祐紀建設推進課長 再々質問にお答えいたします。

件名3、新たなごみ処理施設等基本計画の策定に関する中間答申についての(1)のア、処理方式の再検討はできないかについてですが、トンネルコンポスト方式については、ごみ燃料化等を行う施設の一つとして、また可燃ごみの補助的な処理施設の一つとして検討を行っております。この検討の中で脱炭素社会への貢献やコスト面などを含めて総合的に評価していただいておりますので、現時点において再検討については考えておりません。

続きまして、件名2、建設予定地についての(1)のアについての再々質問にお答えいたします。農地の転用から購入、造成、建設工事、稼働に至るタイムスケジュールについてですが、令和5年6月に策定しました新たなごみ処理施設等整備構想での施設整備スケジュールは、令和7年度から用地買収、令和9年度から造成工事、建設工事を予定しており、令和14年度の施設供用開始を目指すものとなっております。

次に、搬入路が2本あるが、その理由と長さについてですが、施設配置イメージ図の構内道路については、現在の中部環境センターを参考に、搬入車両や一般車両が県道に滞留しないように敷地内の車両動線を十分に確保できるようイメージしたものです。また、道路の長さについても、先ほど申し上げたとおり、現状を参考にプラスチック類資源化施設や剪定枝資源化施設などの新たな施設に対する車両の増加を含め検討しております。

次に、(1)のオ、積極的に説明会を行うことが事業への理解も深まるという視点で検討できないかについてですが、事業を進めていく上で地域の方々への丁寧な説明は重要なことと考えており

ます。繰り返しになりますが、交通量調査の結果を踏まえ検討してまいりたいと考えております。
以上となります。

〔何事か言う人あり〕

○金子雄一議長 答弁漏れ。

〔「はい」と言う人あり〕

○金子雄一議長 建設推進課長。

○宮澤祐紀建設推進課長 申し訳ありませんでした。答弁漏れがございました。

(1) のイ、これから調整を行おうとしているにもかかわらず、なぜ駐車場分として広く取るのかについてですが、駐車場の広さは必要とされる駐車台数を想定して算出した面積となっております。災害廃棄物置場として面積を追加したということではございません。

次に、(1) のエ、オの一番人口が多い2032年になぜ合わせたのか。また、構成市町と焼却するごみ量について、なぜ検討しなかったかについてお答えします。施設を整備する上で施設の処理能力が足りず、通常時のごみ処理ができなくなるという事態は避けなくてはなりません。人口が最も多いと想定される令和14年度に合わせて検討することが適切であると考えております。

また、建設検討委員会での検討内容及び検討資料等については、この検討資料作成の過程で構成市町と協議をしておりますので、一定の意見の調整及び合意がなされていると認識しております。

以上です。申し訳ありませんでした。

○金子雄一議長 よろしいですか。答弁漏れはありませんか。

〔「ないです」と言う人あり〕

○金子雄一議長 それでは、以上で竹田議員の質問は終了いたしました。

続きまして、2番目の通告者、桜井卓議員の質問を許可いたします。

桜井議員。

○7番 桜井 卓議員 7番の桜井卓です。議長から発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

大きな1番、基本合意書の締結に当たり北本市から要望された、要望というか意見の検討状況についてです。北本市長は、令和3年9月16日に2市1町で新たなごみ処理施設の整備促進に関する基本合意書を締結するに当たり、北本市の意見として、新たなごみ処理施設整備に関する2市1町の財政計画を策定すること、脱炭素化等を目指したごみ処理方法について検討すること、この2点を要望し、ご理解をいただいたと申しております。昨年度から新たなごみ処理施設等建設検討委員会において様々な検討を行っているところでございますが、この中で特に財政計画に基づいてというような説明は受けてございません。また、脱炭素化に関しては、2市1町それぞれがゼロカーボンシティを行っているという説明を受けておりますが、やはり2市1町の合意としてどのように対応するか、どう進めるかということに関しては、特に説明を受けておりません。むしろこれらに関

しては、検討委員会に委ねられているという感覚でございますが、この北本市から要望された2つの意見の検討状況について伺いたいと思います。

(1)として、新たなごみ処理施設整備に関する2市1町の財政計画を策定すること。

(2)として、脱炭素化等を目指したごみ処理方法について検討することです。

続いて、2番、新たなごみ処理施設の災害避難所としての活用についてです。(1)、構成市町及び地元協議会との調整の状況について。今年5月9日の検討委員会におきまして、新ごみ処理施設の災害対策について検討を行いました。災害時の避難所としての活用については、避難機能設置の有無、避難機能レベルについては、引き続き構成市町及び地元協議会と調整を行うという説明がございました。基本的な考え方として、我々はごみ処理施設を造るというものであって、避難所を造るわけではございません。ごみ処理施設として必要不可欠な機能を盛り込んだ上で、避難所として使える部分があれば、それは使っていただくというのが前提だと考えますが、地元から強い要望があった場合には、避難所としての施設設備を盛り込まざるを得ないことも考えられます。現時点における構成市町及び地元協議会との調整の状況について伺います。

(2)、避難所として必要な施設及び設備を決定するまでの手続及び費用負担の在り方についてです。新たな施設を指定避難所として位置づけるのであれば、鴻巣市の地域防災計画に盛り込むことになると考えられます。指定避難所として必要な施設規模や設備を決定し、施設整備の基本計画に反映させるということであれば、付加的な施設設備についての費用は地元自治体が負担すべきではないでしょうか。逆に、ごみ処理施設として必要不可欠な施設設備を造り、その範囲内で避難所として活用するのであれば、施設整備後に鴻巣市の地域防災計画に位置づければ足りると考えますが、これらの手続、費用負担の在り方について見解を伺います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○金子雄一議長 質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 それでは、桜井議員の質問に答弁を申し上げます。

件名の1の(1)、新たなごみ処理施設整備に関する2市1町の財政計画を策定することについてですが、施設の建設等に係る事業資金に関する資料を作成し、構成市町に提示することは、当該事務を進める上で重要な作業の一つであると認識しています。当面は、基本計画のレベルで試算される概算費用をベースに事業資金のシミュレーションをしたいと考えています。その後は、設計書等の作成の段階、さらには契約締結の段階などで適宜見直しを行い、構成市町へ提示してまいります。新たなごみ処理施設の整備に関する財政の見通しは、このような形で作成していきたいと考えています。

次に、(2)、脱炭素化等を目指したごみ処理方法について検討することについてですが、建設検

討委員会では、基本計画の策定に係る調査研究、検討の折、その基本理念を「地球に優しい「循環型社会」、「脱炭素社会」を目指し、市民町民に親しまれる施設づくりを進めます」とし、この理念に基づき、整備する施設について検討を重ねていただきました。その成果として、熱エネルギーの活用、プラスチック類の再商品化、剪定枝の堆肥化など脱炭素化に貢献するごみ処理方法等が中間答申に盛り込まれました。このような経過から、本検討委員会での調査等は、脱炭素化等を目指したごみ処理方法について検討することの趣旨を踏まえたものになっていると考えています。

また、脱炭素化に関しては、2市1町の合意としてどう対応するか、どう進めるかということに関して説明を受けていないということについてですが、当建設検討委員会での検討資料は、その作成の過程で構成市町の担当部課長等、さらには副市町長と協議をしていることから、その段階で構成市町と一定の意見の調整及び合意がなされていると認識しています。そのような形で作成された検討資料を基に、検討委員会で調査研究及び検討を行っていただいております。

次に、件名の2の(1)、構成市町及び地元協議会との調整の状況についてですが、地元協議会については、令和5年6月15日に準備会を開催し、第1回の会議を同年8月に開催、以来令和5年度には準備会を含めて6回、さらに令和6年度では4月に会議を開催しました。また、7月には視察研修も予定しています。このように会議を重ねる中で、環境保全対策について、建設予定地の災害対応について、周辺環境について、エネルギー利用についてなどを協議していただいております。

また、この協議の中で、委員からは周辺環境整備に係る要望が出され、またエネルギー利用に関しても余熱利用施設が話題となったほか、ご指摘の災害等の避難場所としての活用についても意見が出されています。今後は、これらの意見、要望を協議会でまとめていただき、組合及び構成市町へ提出していただく予定です。また、現在構成市町に対しては、協議会での話合いの状況を適宜報告しています。今後、要望書が提出された後、その内容について協議をお願いする予定です。

次に、(2)の避難所として必要な施設及び設備を決定するまでの手続及び費用負担の在り方についてですが、指定避難所とする場合は、特に地元鴻巣市の考えをお聞きし、対応する必要がありますが、ごみ処理施設に備わっている設備や機能を、避難場所として使用する場合は、組合の施設の運営方法の範疇であると考えます。仮に当該施設を地域住民のための避難機能を有する施設とする場合は、このような考え方の下に構成市町等と協議してまいります。

○金子雄一議長 答弁が終わりました。

桜井議員。

○7番 桜井 卓議員 それでは、再質問させていただきます。

まず、件名1についてです。件名1の(1)です。答弁の中で、当面は基本計画のレベルで試算される概算費用をベースに事業資金のシミュレーションをしたいという答弁でございました。財政計画を策定する意味としては、構成市町が負担できる額をあらかじめ算定をしておいて、新施設、新しい施設がその予算の中で整備できるように収めるといったような目的もあるのではないかと思います。

います。その場合には、基本計画を策定するまでにおおよその財政計画を立てるという必要もあると考えますが、見解を伺います。

件名1の(2)については了解いたしました。

それから、件名2です。件名2の(1)について、地元協議会において災害時の避難場所としての活用について意見が出されている。その状況を構成市町に適宜報告をして、要望書が提出された後に協議をお願いするということでしたけれども、地元からの要望の取扱い方としては、地域防災計画の策定主体、これは鴻巣市となると思いますけれども、そういうことであれば、まずは鴻巣市が地元から要望を受けてどうするか検討した後に、それを組合に対して鴻巣市さんから要望していただくというのが筋ではないかと考えますが、見解を伺うものです。

それから、(2)です。ごみ処理施設に備わっている設備や機能を避難場所として使用する場合は、組合の施設の運営方法の範疇であるということで、そのとおりでと思うのですが、改めてちょっと確認したいのですが、ごみ処理施設として必要な施設、設備、機能の範囲内で避難場所として使っていたというのが原則で、避難場所として使用するために、例えば床面積を広げるとか、あるいは付加的な施設を整備するということは基本的にはないという理解でよろしいでしょうか。例えば備蓄倉庫、こういったものを設けるのであれば、組合として業務に支障のない範囲内で使用許可を出して地元の管理施設にさせていただくなど、組合がごみ処理施設の一部としてこういったものを整備することは基本的にはないということでしょうか、改めて確認させていただきます。

以上です。

○金子雄一議長 2回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 それでは、桜井議員さんの再質問にお答え申し上げます。

件名の1の(1)について、財政計画は構成市町が負担できる額をあらかじめ算定し、新施設がその予算の中で整備ができるように収める、そういう目的もあるのではないかについてですが、財政フレームを設定して事業を進めていくことは、計画的な財政運営の視点から重要なことであると考えます。

また、一方で、財政フレームの設定により建設検討委員会での検討結果を踏まえたごみ処理施設を建設するために必要な費用と財政フレームとで乖離が生じ、必要な機能を備えた施設の建設に課題が生じることも考えられます。このようなことから、施設を建設する側と資金を調達する側で適宜調整をし、よりよい方法を模索しつつ進めていきたいと考えています。

また、基本計画を策定するまでにおおよその財政計画を立てる必要があるのではないかについてですが、財政の見通しを立てるタイミングについては、1回目で答弁申し上げました内容を踏まえ、

ご指摘の概算費用を算出する基本計画策定の段階のほか、計画がより具体化する節目で事業費の見直しを立て、関係部署と調整していきたいと考えています。

次に、件名の2の(1)について、当該施設を災害時の避難場所として活用したい旨の要望に対して、地域防災計画の策定主体が市町村であることを踏まえれば、鴻巣市が地元から要望を受けどうするかを検討した後に、組合に対して鴻巣市から要望をいただくことが筋ではないかというふうなことについて、現所在地元協議会で意見や要望を話し合っていたという状況であり、具体的な形で要望をいただいている段階ではありません。組合では地元対応の第1段階として、事業主体である組合がまずは地元からの意見や要望を受け、その中身が具体的に示された段階で、ご指摘の要望の取扱いについてどのように対応していったらよいかを構成市町等と協議をしてみたいと思います。

次に、件名の2の(2)について、避難場所として使用するために床面積を広げたり付加的な設備を整備するというのではないということか。また、そのような場合は地元負担で設置していただくなど、組合がごみ処理施設の一部として整備することは基本的にないかについてですけれども、本組合は現在、埼玉中部環境センターにおいても地元要望に対応する事業を実施しています。このことから、新たなごみ処理施設においても地元要望に対応することが重要であると考えています。本組合では、地元から要望書を頂いた後、その対応について協議を行います。その段階で地元からの要望内容が組合で行う地元対応なのか、またその他の対応方法となるのかなどについて話し合っていきたいと考えています。ご指摘の内容が要望された場合でも、そのような形で協議をさせていただき、方針を定めていきたいと考えています。

○金子雄一議長 2回目の答弁が終わりました。

桜井議員。

○7番 桜井 卓議員 それでは、再度の質問をさせていただきます。

まず、件名1について、この第1期計画を立てるということを基本合意の中で盛り込むことを要望した一つの目的としては、ある程度事前に財政計画を立てておくということも考えていたのかなと思うのですが、ここ最近の景気の動向などを考えますと、あまり現実的ではないというのは、たしかそのとおりだなと思います。

検討委員会の中でも計画処理量について、一度はごみの処理量、排出量を自然体で算出した後に、削減目標を踏まえた算出方法に改めて下方修正を行ったということがございました。今後もこのような形で、随時とは言わないまでも、必要に応じて適宜このような見直しを行って行って、より経済的な施設整備を目指していくということで理解してよろしいでしょうか伺います。

それから、件名2について、こちらは(1)、(2)一括でございませう。この避難所としての機能等について、地元からの要望に対して、これは組合として対応を検討した上で、検討委員会のほうにも諮られることになるのでしょうか。それともこれはあくまで組合マターということで、そこまでで終わりになるのでしょうか、確認させていただきます。

以上、よろしく申し上げます。

○金子雄一議長 3回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 それでは、再々質問に答弁申し上げます。

まず、1点目の財政計画のタイミングについてですけれども、ご指摘をいただきましたとおり、適宜必要に応じてということになります。対応して見通しを立て、その時点で一番いい方法を選択しながら進めてまいりたいと考えております。

また、2点目の検討委員会に地元要望の内容が検討されるのかというふうなことでございますが、例えばエネルギー利用についてということに関係する地元要望であれば、これは検討委員会で検討する項目になると思いますので、そういうものについては検討材料の一つとして挙げさせていただきたいと思っております。そのほかのことについては、報告ということにさせていただく予定でございます。

以上です。

○金子雄一議長 以上で桜井議員の質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時35分

○金子雄一議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

3番目の通告者、湯沢美恵議員の質問を許可いたします。

湯沢議員。

○10番 湯沢美恵議員 議席番号10番、湯沢美恵でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

件名1、施設の現状と課題、要旨1、焼却炉の使用状況の現状と課題についてでございます。この当センター、埼玉中部環境センターは、昭和59年の4月に稼働し、平成10年と11年度にダイオキシン類対策事業というのを実施して今日に至っております。稼働から40年以上経過しており老朽化がしており、計画的に修繕を行っております。しかしながら、想定外の突発的な修繕というのが毎年のように発生しており、予算上も盛り込まれるようなことも度々ございます。私は2019年10月に開かれました当センター、当中部環境保全組合の議会において、施設整備の維持管理の今までの経過と今後の想定はについて質問をさせていただきました。当時の答弁で、「今後一番懸念される修繕としては、ボイラー修繕が懸念され、毎年実施しています焼却炉等定期点検整備においては、ボイラー水管の肉厚について超音波で測定を行っており、点検整備を行っている三菱マテリアルテク

ノからは、想定ではありますが、今後7年ぐらいは使用できるのではないかとのことです」と、その当時答えていただきました。それから5年が経過しています。3つの炉の状況が大変心配されているところなので、使用の状況と課題はあるのかについて伺いたいと思います。

要旨2、精密機能検査を踏まえた修繕計画の現状と課題についてでございます。こちらにつきましても2022年の2月議会において、令和3年度に予算化し、実施した精密機能検査について質問させていただきました。「精密機能検査は、当センターのごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設の現施設の状況及び機能を把握して、今後の適正な運営管理に向けての一資料とするために、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条に基づいて実施します」と答弁され、検査内容については、本施設の設備仕様に基づいて過去3年間の運転実績と維持管理状況のデータ解析を行って現状の設備及び装置の状況を確認して、その結果、ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設の各設備において、補修や更新に留意する必要がある箇所、これが指摘をされました。「設備機器においては、ごみ焼却処理施設では、燃料設備等に劣化損傷が集中しており、ポンプ類等の設備にも老朽化が見られ、電気・計装設備関係においては、耐用年数を経過している部分があり、製造中止や部品の廃番等が多くなると、部品の調達が困難となることが予想されるために、今後調査を行い、十分にその情報収集をしていく必要がある」というふうに答弁されました。さらに、「粗大ごみ処理施設においては、破砕機及びコンベヤ等に劣化損傷が集中している」ということも併せて答弁されています。そして、令和9年度までの修繕計画が立てられております。今日まで修繕が計画的に進められてきているかと思えますけれども、計画の中間年であります現在、その状況とそこから見えてきた課題について伺いたいと思います。

件名2、新たなごみ処理施設について、要旨1、建設地の運搬車等の入出について。第6回施設検討委員会の資料2に施設配置のイメージ図というのが出されています。これを見ますと、県道からの出入りが示されていますけれども、県道と建設予定地の間には水路があります。橋の建設はどう進めるのか、搬出入の混雑緩和についての考え方について伺いたいと思います。

要旨2、周辺水路等に係る建設予定地自治体との関係について、建設地については、盛土を行うこととなっております。遊水池についても配置図の中に示されていますけれども、県道よりも低い田んぼであったところに盛土を行うことにより、周辺の影響が当然考えられると思います。先ほど竹田議員の建設予定地についての質問に対し、用水路の取扱いについて不具合が生じないよう配慮するといったような答弁がなされています。周辺の水路や道路について、当然に関係者との話し合いが行われる必要があると思います。どのように進めていくのかをお伺いしたいと思います。

以上、1回目です。

○金子雄一議長 質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 それでは、湯沢議員の質問に答弁を申し上げます。

件名1の(1)、焼却炉の使用状況と課題についてですが、当センターは3つの炉を保有していますので、令和5年度のそれぞれの炉の稼働日数をまず申し上げます。全稼働日数は349日のうち、1号炉は137日、2号炉が202日、3号炉が258日でした。なお、3つの炉を平均して使用していないのは、それぞれの炉のメンテナンス及び修繕の内容が異なることによるものです。

また、課題についてですが、焼却炉は当施設の中心となるものでありますことから、毎年度点検を行っていますが、その都度修繕の必要が指摘されています。令和5年度では3号炉のみが定期点検及び整備で済みましたが、1号炉、2号炉はそれ以上の修繕が必要な状況でありました。老朽化の進行から今後のこのような状況が多発することが予測されますが、いずれにしても、3つの炉の全てが稼働できない状況に陥ることのないよう対処することが重要であると考えています。

次に、(2)、精密機能検査を踏まえた修繕計画の現状と課題についてですが、当該検査の結果を踏まえた修繕計画は、令和4年度から9年度にかけての計画であり、この計画に沿いまして令和4年度は高圧電気修繕ほか2件、令和5年度は蒸気式空気予熱器修繕ほか4件を実施しております。

また、修繕計画の課題ですが、老朽化の進行に伴いまして精密機能検査後に修繕が必要となる箇所が多発しており、これらに適切に対処することが課題というふうに考えております。

次に、件名2の(1)、建設地への運搬車両等の入出についてですが、今回新たなごみ処理施設等建設検討委員会から示されました施設整備の基本計画に係る中間答申では、施設への出入りは近接の県道から水路及び市道を横断して施設に入る形となっています。これらの水路及び市道にはそれぞれ施設の管理者がいますので、今後当該基本計画がまとまった段階でその内容を踏まえ、どのような出入りにするかなどについて、各施設の管理者と具体的な協議を行ってまいります。

また、今回の中間答申では、運搬車両の搬入、搬出のときの混雑、緩和策について、現在の埼玉中部環境センターの県道からセンター計量棟までの進入路の距離等を勘案し、混雑時の車両の渋滞は施設の敷地の中で対応し、県道に影響を与えないような形が検討されました。この件も今後当該基本計画がまとまった段階でその内容を踏まえ、生活環境影響調査で得た交通量のデータ等を基に、道路の混雑の状況等について確認してまいります。

次に、(2)の周辺水路等に係る建設予定地自治体との関係についてですけれども、建設予定地周辺の水路は、鴻巣市及び土地改良区が管理しており、道路につきましては、県道を除き鴻巣市の管理となります。本組合は、当該施設が建設されることにより、その周辺にどのような対応が必要かなどについて、特に水の流れについてになりますが、これらについてコンサルタント等から意見を聴取するなどし、それらを参考に、水路及び道路の整備について当該管理者及び関係者と協議をしてまいります。

○金子雄一議長 答弁が終わりました。

湯沢議員。

○10番 湯沢美恵議員 それでは、再質問をさせていただきます。

件名1の施設の現状と課題の要旨1、焼却炉の使用状況の現状と課題についてでございます。答弁の中では、稼働日数が349日に対し、1号炉の稼働が137日と大変少なくて、2号炉と3号炉、それと2号炉も3号炉に比べて56日使用日数が少ないという状況については、それぞれの炉のメンテナンスや修繕の内容が異なるからということの答弁でしたけれども、定期点検で済んだというのが3号炉のみであり、1号炉と2号炉については、それ以上の修繕が必要であるということの答弁でした。具体的にどういう修繕が行われているのでしょうか、その辺りについてお答えください。

次に、要旨2、精密機能検査を踏まえた修繕計画の現状と課題についての質問ですけれども、計画に沿って当然修繕が行われていることだと思っておりますけれども、先ほどの答弁では、精密検査後の修繕に必要性が生じる、その後にも修繕の必要性が生じる箇所が多発しているということでした。これが課題であるという答弁ですから、こちらについても具体的にお答えいただきたいと思っております。

件名2の新たなごみ処理施設についての要旨1、要旨2につきましては、どちらも今後ということ、あるいは調査を行った上でということですので、そういった内容が明らかになり次第、また改めて質問させていただきたいと思っておりますので、件名1についての再質問にお答えいただければと思います。

○金子雄一議長 2回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 それでは、湯沢議員の再質問に答弁申し上げます。

件名1の(1)について、3つの炉のそれぞれの修繕、整備の状況、これについてですけれども、通常の点検では焼却炉やボイラーの点検を行います。先ほども申し上げましたが、3号炉についてはこの内容のみでした。これに対して1号炉は灰押出装置の修繕、2号炉は焼却炉本体を冷却する水冷ジャケットの修繕、こういったものを別途行っております。

次に、件名1の(2)について、精密機能検査後に確認された主な修繕内容であります。これも主なものを申し上げますと、まず施設内への電源を供給する、これを調整する引込み開閉器であります大型ブレーカーの交換、これとごみ焼却用の空気を暖める蒸気式空気予熱器の交換、高圧電気ケーブルの交換、こういったものがございます。

以上です。

○金子雄一議長 1回目の答弁が終わりました。

湯沢議員。

○10番 湯沢美恵議員 では、件名1の再々質問をさせていただきたいと思っております。

要旨1、要旨2につきましてもそれぞれ具体的に修繕についてお答えいただきました。灰押出装

置の修繕であるとか水冷ジャケットの修繕などが定期点検後に行われたということ。また、精密機能検査後に確認された修繕につきましては、電源の供給を調整する引込み開閉器大型ブレーカーの交換、またごみ焼却用の空気を暖める蒸気式空気予熱器の交換や高圧電気ケーブルの交換などについてお答えいただきました。修繕には当然予算が伴ってまいります。それぞれの自治体にとって負担が生じるということに重なりますので、こうした主なものの修繕内容についてもしっかりとした計画、それとそれに伴う予算ということが必要になってくるかと思えます。今後どのようにこうしたものについて対応し、進めていくのかについてお伺いしたいと思えます。

○金子雄一議長 3回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 施設の老朽化の維持管理費の増加、これにどのように対応するかというふうなことでございますが、ただいま答弁も申し上げましたが、定期的な検査のみでは修繕箇所を把握しきれない、そういった状況にありますので、日々維持管理を行っている会社と連携を密にして現状把握に努めることが重要であるというふうに認識し、現在そのような対応を行っております。

本組合は、主に構成市町からの負担金で運営をされていますから、今まで以上に施設の老朽化の状況を把握して、効率性を念頭に施設の維持に必要な修繕を選定した上で、その必要経費について構成市町をお願いしてまいりたいと考えています。

以上です。

○金子雄一議長 以上で湯沢議員の質問は終了いたしました。

通告のありました一般質問を終結いたします。

◎管理者提出議案の上程及び説明

○金子雄一議長 日程第7、管理者提出議案の上程及び説明を行います。

提出議案について、管理者にその説明を求めます。

管理者。

○宮崎善雄管理者 議長の命により、提出議案の説明をさせていただきます。

議案第5号は、埼玉中部環境保全組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例については、本組合が新施設の建設に当たり実施する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果等の縦覧手続並びに生活環境の保全上の見地からの意見書の提出方法を定めるものでございます。

概要を申し上げましたが、細部につきましては、担当課長に説明をいたさせますので、慎重審議の上、原案のとおり可決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由とさせていただきます。

○金子雄一議長 以上で、提出議案について管理者の説明が終わりました。

◎議案第5号の説明、質疑、討論、採決

○金子雄一議長 日程第8、議案第5号 埼玉中部環境保全組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例についてを議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われましたが、担当課長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 異議なしと認めます。

担当課長より細部説明を求めます。

建設推進課長。

○宮澤祐紀建設推進課長 議案第5号 埼玉中部環境保全組合が設置する一般廃棄物処理に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、埼玉中部環境保全組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例でございます。現在進めております新たな一般廃棄物処理施設の建設に伴う設置の届出に当たり、廃棄物処理法では調査結果等を記載した書類を公衆の縦覧に供し、当該届出に係る新施設の設置に関して利害関係を有する者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出する機会を付与することとなっております。このことから、縦覧手続について、方法等を条例で定めたいとするものです。

今回、新たに制定する条例は、第1条から第9条までの構成となっております。主な項目を申し上げますと、第1条は目的で、本組合が進めている新施設の整備に関し、廃棄物処理法に基づき利害関係者からの意見書を提出する機会を付与することを目的とするものです。

第3条は縦覧の告示で、報告書等を縦覧に供するときは、縦覧の場所、期間のほか、施設の名称、設置場所、施設の種類等の事項を告示するものです。

第4条は、縦覧を実施する場所及び期間を定めるもので、縦覧の期間は、第3条の規定による告示の日から1か月間です。

第5条は、意見書の提出先等の告示で、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限等を告示するものです。

第6条は、意見書の提出先及び提出期限を定めるものです。提出場所は本組合事務所のほか、管理者が必要と認める場所とし、提出の期限は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までとします。

第7条は、環境影響評価との関係ですが、環境影響評価法又は埼玉県環境影響評価条例に基づく環境影響評価に係る公告、縦覧等の手続を経たものは、本条例第3条から第6条までに定める手続を経たものとみなすとするものです。

第9条は委任で、この条例の施行について、必要な事項は規則で定めるものです。

附則ですが、この条例は、公布の日から施行したいとするものです。

本条例の施行規則につきましては、参考資料を御覧いただきたいと存じます。

議案第5号の説明は以上でございます。ご審議のほどお願いいたします。

○金子雄一議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

質疑がある方。

竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 3点質問をいたします。

まず、生活環境影響評価の縦覧ですけれども、そもそもその組合ができたのは、昭和52年から稼働、始めていますけれども、その当時から本来生活環境影響評価というのはやって、縦覧しなければならなかったというふうに思いますが、なぜこの時期にこの条例が提案されるのか、これが1点目と、またこれまでの対応です。例えばダイオキシン対策が必要になったときも、多分生活環境影響評価というのはしていたと思うのです。そういう点でもこれまでの対応について、1点目、質問いたします。

それから、2点目が縦覧する場所についてです。中部環境保全組合とありますが、そのほかに管理者が指定する場所というのは、具体的にどこなのかを2点目に伺います。

それから、3点目ですが、今回の条例は公布の日ですから、もう可決したらすぐさま公布されていくと思うのですけれども、今私どもが参考までに使わせていただいているこの例規集というのは、令和5年の3月30日の内容でやって、製本になっています。ですから、製本にするとまたこの費用がかかってくると思うのです。ですから、今後いろいろな条例について決定されていく場合も、なるべくお金のかからないようなファイル式に今後検討していったらいいのではないかというふうに私は考えますが、この点で製本になってしまうということも含めてお答えをいただきたいと思えます。

以上3点です。

○金子雄一議長 答弁を求めます。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 それでは、ご質問を3点いただきましたので、答弁を申し上げます。

まず、1点目ですけれども、この条例については既に中部環境センターがあるのだから、その時点であるべきではないかというふうなことでございますが、この生活環境影響調査の実施については、平成9年6月に廃棄物処理法が改正された際に盛り込まれた内容であります。現在の中部環境センターの建設は昭和50年代でありますので、当時このような内容、条例の制定は規定されておりました。そういったことから今回お願いするものでございます。

次に、2点目、管理者が必要と認める場所、これは具体的にどこなのかということですが、これ

は現時点では未定でございましたけれども、構成市町の庁舎あるいは公共施設、インターネットを回線したそういったツール、そういったものが考えられます。

最後に、今度は、製本しているこの作り方についてですけれども、今後効率的な方法について今提案がございましたので、議会とも協議をさせていただきたいと思います。

以上です。

○金子雄一議長 ほかに質疑ありませんか。

桜井議員。

○7番 桜井 卓議員 7番、桜井卓です。大きく3点伺いたいと思います。

まず1点目です。この案文の第2条の中に「法律施行令第5条第1項に規定するごみ処理施設」と書いてございます。このごみ処理施設というのが、いわゆる焼却施設だけなのか、それ以外のものも含めてということなのか、どの範囲を指しているのかについて確認させてください。

それから、2点目です。第3条の(5)です。「施設の能力」とございます。法律施行令などによりますと一般的には「処理能力」という形の書き方かなというふうに思います。この「処理能力」ではなく「能力」としたことについて、何か理由があるのか伺います。

それから、3点目です。今回、この議会でこの環境影響調査の縦覧の手続の条例が示されたわけなのですが、ここの第3条に書いてある内容を見ますと、基本計画は今策定中ですが、これができないとここの手続に進めないのかなという気がしてまいります。この縦覧等の時期について、いつぐらいを想定したのか等を伺います。

以上です。

○金子雄一議長 答弁を求めます。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 まず、1点目でございますが、この第5条第1項ですが、これは法第8条第1項において規定される許可を受けなければならない一般廃棄物処理施設の1日当たりの処理能力が5トン以上、焼却施設にあっては1時間当たりの処理能力が200キログラム以上、または火格子面積が2平方メートル以上、このごみ処理施設というふうに定められております。

次に、2点目の文言の記述の方法、施設の能力についてですけれども、これは先例を参考にしながらこのような表現にさせていただきました。

次に、縦覧等の時期でありますけれども、これは生活環境影響調査終了の後に、その内容を予測したものを縦覧をさせていただきたいというふうに考えています。

以上です。

○金子雄一議長 桜井議員。

○7番 桜井 卓議員 改めて確認させてください。

まず、1点目です。第2条のごみ処理施設に関しては、これは計画策定していく中で処理能力が

固まってくるので、それまでは確定はできない。条文のとおりということで、現状では焼却施設とことごとこということではなくて、それは今後分かってくるということによろしいのか。

それから、2点目、私もほかの自治体の先例を見まして、「処理能力」としているところのほうが多かったと思いますので、今回確認させていただいたのですけれども、基本的にはこの施設の能力というのは処理能力がイコールということによろしいのかどうか。もし違うのであればその説明をいただきたいと思います。

それから、3点目の環境影響調査の縦覧時期についてですけれども、調査終了後速やかにということのかなと思うのですけれども、一方で先ほど申し上げたように、基本計画が定まらないと施設の能力とかそうしたものがでてこないのかなと思います。現時点で検討している中で、ある程度、この程度、このぐらいの能力ということが出てくるとは思うのですけれども、基本計画の策定を待たずにしてこれをやると。そのために今回提案されていると、そのような理解となるのでしょうか。それともあくまでも基本計画できちんと定まってからこの縦覧はかけますということなのか、改めてお伺いします。

○金子雄一議長 答弁を求めます。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 まず、1点目のご質問でありますけれども、処理能力とイコールということでもいいのかということですが、そのように理解しております。

次に、基本計画の終了を待たずしてこの縦覧を行うのかということについてですけれども、これは基本計画を策定した後、あるいは環境影響調査が一定の段階を迎えたところでこの内容を実施していきたいというふうに考えております。先行して今回条例の制定をお願いしたところでございます。

以上です。

○金子雄一議長 桜井議員。

○7番 桜井 卓議員 1つ目の質疑で、ごみ処理は何を指すのかというところで、現況では焼却施設だけではなくて、確定できないといいますが、これが対象だよと。今の段階では確定できないということによろしいわけなのですか。

○金子雄一議長 答弁を求めます。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 現在基本計画を策定しているところがございますので、確定はできないというふうに考えております。

以上です。

○金子雄一議長 ほかに。

湯沢議員。

○10番 湯沢美恵議員 第4条と第6条のところで、先ほど竹田議員のほうで管理者が必要と認める場所について質疑して、答弁としては、未定ではあるけれども、庁舎であるとかインターネットなどのツールが考えられるというふうにお答えになりました。ただ、参考資料を頂いておまして、条例の施行規則の5条を見ますと、縦覧者は次に掲げる事項を遵守しなければならないの1に、「報告書を縦覧の場所から持ち出さないこと」ということが書かれているとなると、インターネットでの掲示というのは整合性がないのではないかと思いますけれども、インターネットの掲示については先ほどお答えにはなりましたが、しないというふうなことなのではないでしょうか。それともここに書かれている文言でも整合性はあるという認識なのかについてお答えいただきたいと思います。

○金子雄一議長 答弁を求めます。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 先ほど竹田議員の質問に答弁をさせていただきました内容について、インターネットの回線というふうに申し上げてしまいましたが、これは私のほうで見るところを、勘違いいたしまして、意見書を提出する場合のことについて申し上げてしまいました。大変どうも申し訳ございませんでした。縦覧に関して、管理者が必要と認める場所については、その構成市町の庁舎、あるいはそれに準ずる場所、そういったところが縦覧場所というふうになると考えています。

また、そのほかの場所ということについてはですが、例えば環境影響調査を実施した後、この構成市町以外で影響のある場所があるというふうな判断がなされた場合、例えば近隣の市町でありますけれども、そういったところでも協議を行い、縦覧を行うという可能性もございます。

以上です。

○金子雄一議長 ほかにございませんですか。

杉田議員。

○14番 杉田しのぶ議員 すみません、ほかの議員さんとかぶれば質問しないつもりだったのですが、伺わせていただきたいと思います。

1点伺います。今回200トン未満のため環境影響評価の対象とならないので、生活環境影響調査を行うということで事前に確認をさせていただいておりますけれども、生活環境影響調査につきましては、先ほど来答弁にもありましたように、廃棄物処理法に基づき定められている調査だということでもあります。この具体的な調査項目について伺いたいと思うのですが、施設の種類や規模、あるいはごみの種類ですとか地域の状況を考慮してこの調査内容が設定されるというふうに、私インターネットのほうでちょっと確認をしているのですが、今回中部環境保全組合のほうで当初予算825万円の予算が組まれて調査をこれからしていくと。令和6年度から3か年かけてやっていくということですが、その調査項目の内容について伺いたいと思います。

○金子雄一議長 答弁を求めます。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 ご質問いただきました環境影響調査の具体的な項目でありますけれども、何点かございます。まず、原則的には生活環境に関する大気質、騒音、振動、悪臭、水質、この5項目となります。そのほかに今回、周辺の自然的条件、社会的条件に関する項目といたしまして、地形・地質、土地の利用状況、交通量の状況、それから水の利用状況、こういったものを調査していく予定でございます。

以上です。

○金子雄一議長 杉田議員。

○14番 杉田しのぶ議員 今、伺いましたところ、先ほど今事務局長が言ったように原則的にはというところで、その原則として行われる5項目の調査以外に環境影響評価に近いような調査がされるのかなということが今確認できました。この本条例では、目的として利害関係を有する者に生活環境の保全上の見地から意見書を提出する機会を付与するということが目的としてありますけれども、意見書が出された後の対応というのはどのような形になるのか。この条例の中にそこまでは書いていないので、そういう機会は条例でつくるけれども、意見書が出された後の対応というのは、これは意見がどのように生かされていくのか伺いたいと思います。

〔「暫時休憩お願いいたします」と言う人あり〕

○金子雄一議長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時18分

○金子雄一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 失礼しました。今、その後の対応についてということでございますが、第三者委員会などを設立するのかということについて確認をいたしました。この手続においては、第三者委員会などを設立して、その意見に対して評価をいただくというふうな手続は特に規定されてございませんので、組合の中で議論をし、その対策について検討していくというふうなことでございます。

以上です。

○金子雄一議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 これをもって討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 異議なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○金子雄一議長 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査の件

○金子雄一議長 日程第9、閉会中の継続審査の件についてを議題といたします。

芝罘議会運営委員長から、次の議会の会期日程等、議会運営に関する事項について閉会中の継続審査といたしたいとの申出がありました。

お諮りいたします。芝罘議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 異議なしと認めます。

よって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎管理者挨拶

○金子雄一議長 以上で本定例会に提案されました議事は全て終了いたしました。

ここで管理者から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

管理者。

○宮崎善雄管理者 議長のお許しをいただきましたので、一言お礼を申し上げます。

本議会に提案を申しあげました議案につきましては、慎重審議をいただき、原案のとおり可決をいただき、誠にありがとうございました。

ご案内のとおり、当センターは昭和59年に稼働して以来、本年で41年目を迎えておりますが、地元の皆様、議員各位のご理解をいただいております。改めて深く感謝を申し上げます。

本組合の業務は、住民生活に直結する重要な業務でございます。本日の定例会でも一般質問等でご議論をいただきましたけれども、施設は老朽化が進んでいる状況ですが、今後も安定稼働に向けた施設機能を維持していくために、種々の保守点検整備、修繕等を適宜実施しながら、施設の維持管理に努めてまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

結びに、議員各位の今後のご健勝にてのご活躍を祈念申し上げ、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○金子雄一議長 ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○金子雄一議長 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これもちまして、令和6年第2回埼玉中部環境保全組合議会定例会を閉会いたします。
大変お疲れさまでした。

(午前11時22分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年5月28日

議 長 金 子 雄 一

署 名 議 員 尾 崎 豊

署 名 議 員 宮 崎 雄 一

署 名 議 員 杉 田 しのぶ